さいたま市臨時休校に伴う放課後等デイサービス利用者負担額補助事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、令和２年２月２７日に示された小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への一斉臨時休業の要請に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加することが考えられることから、増加した利用者負担額（以下、「利用者負担増加額」という。）を事業所が一時的に負担した場合に、当該事業所に対し、負担した額を補助することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成１３年さいたま市規則第５９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　放課後等デイサービス　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の２の２第４項に規定する放課後等デイサービスをいう。

⑵　指定放課後等デイサービス事業所　放課後等デイサービスを行う事業者をいう。（法第２１条の５の１５に規定する障害児通所支援事業者。）

（対象事業所）

第３条　この事業の対象事業所は、指定放課後等デイサービス事業所（以下、「事業所」という。）とする。

（補助対象経費）

第４条　この事業の補助対象経費は、次に揚げるものとする。

⑴ 電話等による代替的な方法で放課後等デイサービスの提供を行い、事業所が利用者負担額を一時的に負担した費用。

⑵ 当初の利用予定日以外で放課後等デイサービスの提供を行い、事

業所が利用者負担額を一時的に負担した費用。

⑶ 放課後等デイサービスの基本報酬単価が授業終了後の単価から学校休業日単価に切り替わることにより増加した利用者負担額について、事業所が一時的に負担した費用。

⑷ 事業所の営業時間前の延長時間に追加的に支援を提供した児童について算定した延長支援加算に係る利用者負担額について、事業所が一時的に負担した費用。

２　補助対象経費の適用期間は別表に定めることとする。

（補助金の交付申請）

第５条　この補助金の申請を行う事業所（以下、「申請者」という。）は、さいたま市臨時休校に伴う放課後等デイサービス利用者負担額補助金交付申請書（様式第１号）に、実績記録表、利用者負担増加額算定表及び実績報告書を添えて、サービス提供月の翌々月末までに市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の決定をしたときは、申請者に対し、当該決定の内容をさいたま市臨時休校に伴う放課後等デイサービス利用者負担額補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（補助金の支払い）

第７条　市長は、前条の規定により交付決定した補助金を、申請者が申請書により指定した振込先に支払うものとする。

（補助金の返還等）

第８条　市長は、補助金の交付を受けた事業所（以下、「補助事業所」という。）が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

⑵　補助金を他の用途に使用したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、さいたま市臨時休校に伴う放課後等デイサービス利用者負担額補助金交付決定取消通知書（様式第３号）により補助事業所に通知するものとする。

（関係書類の整備）

第９条　補助事業所は、補助対象経費に係る支出を明らかにした帳簿及び当該支出についての証拠書類を備え付け、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から５年間保管しておかなければならない。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年５月１日から施行し、令和２年３月２日から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年６月１日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

様式第１号（第条５関係）

さいたま市臨時休校に伴う放課後等デイサービス利用者負担額補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）さいたま市長

郵便番号
住所
法人名
代表者氏名　　印
電話番号
事業所名

さいたま市臨時休校に伴う放課後等デイサービス利用者負担額補助事業の補助金を受けるため、下記の書類を添付し、申請します。

記

１　補助金交付申請対象月　　月提供分
２　交付申請額　　金　　円
３　添付書類
⑴　実績記録表（写し）
⑵　利用者負担増加額算定表
⑶　実績報告書

下記口座へ振込みを依頼します。

振込先						
金融機関名			支店名		口座番号	１普通 ２当座 ３（　　）
口座番号		口座名義人	フリガナ			

様式第２号（第６条関係）

さいたま市臨時休校に伴う放課後等デイサービス
利用者負担額補助金交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

さいたま市長

年　月　日付けで申請のあった、補助金については、支給することと決定したので、さいたま市臨時休校に伴う放課後等デイサービス利用者負担額補助事業実施要綱第６条の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　金　　円

様式第３号（第８条関係）

さいたま市臨時休校に伴う放課後等デイサービス
利用者負担額補助金交付決定取消通知書

第　　号
年　　月　　日

様

さいたま市長

年　月　日付け、第　　号で交付決定した補助金については、下記の理由により取り消すこととしたので、さいたま市臨時休校に伴う放課後等デイサービス利用者負担額補助事業実施要綱第８条の規定により通知します。

記

交付決定取消の理由

別表（第４条関係）

要綱に規定する補助対象経費	適用月
第４条第１項第１号	令和２年４月提供分から６月提供分まで
第４条第１項第２号	令和２年３月提供分から６月提供分まで
第４条第１項第３号	令和２年３月提供分から６月提供分まで
第４条第１項第４号	令和２年４月提供分から６月提供分まで